

○新発田市市道認定基準の内規

- 第1 この内規は、新発田市市道認定基準（令和4年4月1日施行。以下「基準」という。）の内部規定を定めるものとする。
- 第2 基準第2項第4号の道路敷地の無償寄附については、関係土地所有者の同意書を添付するものとする。
- 第3 基準第2項第5号（イ）の路面とは一般的表面状態をいい、次の各号に該当する施設を含むものとする。
- （1）隅切
3メートル以上とし、交角120度以上の箇所及び歩道のある道路に接続する場合は省略することができる。ただし、この基準が施行される以前から存在する道路の隅切については、状況によって2メートル以上とすることができる。
 - （2）安全施設
法面については、崩れないように安全な法勾配を保つものであること。ただし、急勾配となるときは、コンクリート擁壁等で法面を保護すること。
- 第4 基準第2項第5号（ウ）の曲線半径は、車の安全回転半径15メートル以上とすること。
- 第5 基準第2項第5号（エ）の勾配は9パーセント以内とすること。
- 第6 基準第3項第1号に規定する袋路状の道路であっても車道幅員が12メートル以上のものについては、回転広場等を備えているものとみなす。
- 第7 基準第3項第1号に規定する回転広場等の形状は、新発田市開発指導要綱技術基準（平成29年3月31日施行）第10条の規定によるものとする。